

【取扱い厳重注意】

平成23年11月29日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 仁保 智紀

平成23年11月17日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、  
関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全技術センター原子力技術展開事業部技術展開部参事 中村 晃  
同部主任 藤本 賢嗣  
同センター原子力防災事業部防災技術部参事 林津 雄厚

2 聽取日時

平成23年11月17日午後5時00分頃から同日午後5時30分頃まで

3 聆取場所

文部科学省15階 職員相談室

4 聽取者

飯崎 準 参事官補佐

仁保 智紀 主査

5 I Cレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聆取内容

SPEEDIの運用について

別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

## 【取扱い厳重注意】

別紙

### 1. 3月12日行われた安全委員会からの SPEEDI の計算依頼（林津氏から説明）

時間ははつきりと覚えていないが、3月12日、原子力安全技術センターの理事で、安全委員会緊急事態応急対策調査委員の一人でもある松尾氏（当時は事故対応に当たるため安全委員会事務局にいた）から私（林津氏）のところに電話があり、「安全委員会から原子力安全技術センターに SPEEDI の計算依頼を行いたいと考えているが、可能か。」という問い合わせがあった。

これに対し、SPEEDI の計算依頼は、文科省を経由して行う決まりになっていたので、私は、「文科省を通じて計算依頼をしてほしい。」と返答した。

その後、文科省から、安全委員会からの依頼内容（3月12日19時から翌13日の5時までの10時間における放射性物質の拡散傾向予測）の計算依頼が接到したので、原子力安全技術センターで計算を実行し、同日19時45分、当該計算結果をEOC（文科省非常災害対策センター）に配信したとの電話連絡を行った。計算開始から概ね20～30分で結果が得られるので、計算を開始したのは19時過ぎではないかと思う。

### 2. 福島県に設置された SPEEDI 中継器の接続・復旧状況（[ ] から説明）

3月11日の地震発生当時、福島県関係施設では、大熊町にある福島県原子力センターと福島県庁原子力安全対策課に SPEEDI 中継器の端末が置かれていた。

原子力センターに置かれた中継器については、地震発生後、白山にある原子力安全技術センターと原子力センターをつなぐ回線が使用できなくなり、原子力安全技術センターが保有する回線の稼働状況を表示するモニターに、「監視不能」との表示が出た。

福島県庁に置かれた中継器端末については、地震発生後、庁舎に入れなくなつたため、使用の可否を含めて状況が確認できなくなつた。その後の3月29日、県庁庁舎に原子力安全技術センター職員が入り中継器の機能確認を行つたところ、使用できることが分かつたので、中継器自体は破損していなかつたと思われる。

上記確認を受け、4月1日以降は、回線をつなぎかえて、端末を福島県自治会館に設置することで、この中継器は使用できるようになつた。

なお、従来、県庁への回線は原子力センター経由で敷設されていたが、後日行った調査では、3月11日に発生した地震により、原子力安全技術センターと原子力センター、原子力センターと福島県庁をつなぐ回線が両方とも切断されていたことが分かつた。

4月1日からは、白山にある原子力安全技術センターと自治会館を直接回線でつなぐようにした。

### 3. 福島県からの SPEEDI の公表に関する問い合わせ（[ ] から説明）

4月1日以前、SPEEDI 中継器の復旧作業等を行うため、私（[ ]）を含む3名の原子力安全技術センター職員が福島県災害対策本部に派遣された。その際、使用目的はは

### 【取扱い厳重注意】

つきりと覚えていないが、同本部原子力班の県職員から、「SPEEDI 計算図形を使用したいと考えているが、可能か。」と簡単に口頭で聞かれた。これを受け、私(■)は、原子力安全技術センターに照会したところ、同センターからは、「SPEEDI 図形の使用方法については、原子力安全技術センターが単独で判断できないので、必要であれば文科省に聞いてほしい。」との返答があったので、この回答をそのまま当該県職員に伝えた。したがって、原子力安全技術センターから文科省に直接問い合わせを行ったという事実はない。

以上